

玉城町公告第5号

次のとおり一般競争入札を行いますので、玉城町会計規則（平成9年玉城町規則第10号）第151条の規定により公告します。

令和6年2月8日

玉城町長 辻 村 修 一

1 入札に付する事項

- (1) 番号 令和5年度 第36号
- (2) 件名 田丸駅交流設備品（自動販売機）購入
- (3) 納入場所 度会郡玉城町佐田 地内
- (4) 納入期限 令和6年3月29日
- (5) 予定価格 事後公表
- (6) 最低制限価格 無

2 調達内容

- (1) 調達物品等の概要
中型汎用自動販売機（FNS130MRYU1）= 1台
- (2) 調達物品の仕様等
別紙「備品購入仕様書」のとおり

3 参加資格に関する事項

本物件に入札に参加することができる者は、次に掲げる要件を全て満たす者としてします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していないこと。
- (2) 会社更生法に基づく会社更生手続開始若しくは更生手続開始の申立がなされている場合、又は、民事再生法に基づく再生手続開始若しくは再生手続開始の申立がなされている場合にあつては、一般競争（指名競争）入札参加資格の再審査に係る認定を受けていること。
- (3) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の最終日から開札日までの期間において、三重県市町総合事務組合による入札参加資格審査共同事業「機械器具—自動販売機・受付機」に登載されている者であること。また、国・地方公共団体の指名停止又は指名除外の措置を受けていない者であること。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

4. 入札手続等

(1) 仕様書等に対する質問

仕様書等に対する質問がある場合には、次のとおり書面〔様式第6号〕により提出するものとします。

ア 質問の提出

(ア) 提出期間 令和6年2月8日(木)から令和6年2月14日(水)までの午前9時から午後5時まで(ただし、休日を除きます。)

(イ) 提出場所 玉城町役場 総務政策課

(ウ) 提出方法 書面は持参又は郵送によるものとし、電送等(電子メール、ファクシミリ)によるものは受信の確認を行うこと。

イ 質問に対する回答

(ア) 回答方法 町ホームページにて回答します。

(イ) 回答日 随時、最終回答日は令和6年2月15日(木)

(2) 競争参加資格の確認(審査)

入札参加希望者は、競争参加申請書を提出期限までに提出してください。当該書類により競争参加資格の確認(審査)を行います。

なお、提出期間に当該書類を提出しない者又は競争参加資格がないと認められた者は入札に参加することができません。

また、開札後に競争参加資格がないと認められた者の入札は無効となります。

ア 提出書類

(ア) 玉城町一般競争入札参加申請書〔別記様式〕

(イ) 国税に係る納税証明書(発行日から起算して6ヶ月以内のもの)の写し
「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書(その3の3)＝所轄税務署発行

(ウ) 市町村税完納証明書(発行日から起算して6ヶ月以内のもの)の写し
本社(契約締結等の権限を営業所等に委任する場合は営業所等)の所在地における市町村税の完納証明書＝市町村発行

イ 提出期間 令和6年2月8日(木)から令和6年2月15日(木)までの午前9時から午後5時まで(ただし、休日を除きます。)

ウ 提出場所 玉城町役場 総務政策課

エ 提出方法 原則、紙媒体による持参又は郵送での提出とします。ただし、提出期間までに持参又は郵送(必着)が難しい場合は、電送等(電子メール、ファクシミリ)も可します。その際は受信の確認を行い、後日原本を持参又は郵送すること。

(4) 競争参加資格確認申請に係る注意事項

- ア 申請書及び添付書類の作成に係る費用は、申請者の負担とします。
- イ 提出された添付書類は、本物件の競争参加資格の確認に使用する以外は、無断で他の資料として使用しません。
- ウ 提出された添付書類は返却しません。
- エ 入札時に提出する添付資料の差し替え、再提出は認めません。
また、提出期限以降における申請書又は資料の差し替え及び再提出は認めませんので不足や誤り等がないように十分注意してください。
- オ 落札者には、提出資料の内容確認を行うことがあります。

(5) 審査結果の通知

競争参加資格の審査結果は、次の日までに通知します。

令和6年2月16日(金)

(6) 入札方法

入札に当たっては、以下に示すほか、別に配布する入札心得によります。

- ア 入札書は持参により提出すること。
- イ 入札執行回数は、3回を限度とします。
- ウ 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格としますので、入札書に記載する金額は、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(7) 入札(開札)の日時及び場所

- ア 日時 令和6年2月19日(月) 午前10時15分予定
- イ 場所 玉城町役場厚生棟 会議室

5 その他

(1) 入札保証金及び契約保証金

- ア 入札保証金
入札保証金は、免除します。
- イ 契約保証金
契約保証金は、免除します。

(2) 開札

参加者は入札書及び提出資料を持参し、開札に立ち会うものとします。

(3) 入札の無効

本公告に示した競争に参加する資格のない者及び虚偽の申請を行った者のした入札並びに会計規則第160条各号のいずれかに該当する入札並びに入札心得に示した無効の要件に該当した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

なお、競争参加資格を確認された者であっても、公告日から落札者の決定までの間において、玉城町建設工事等指名停止措置要領又は三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領に基づく資格（指名）停止を受けている者は、競争に参加する資格のない者に該当します。

（４）落札者の決定

ア 会計規則第155条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがあります。

イ 落札者となるべき同額の入札をした者が2人以上あるときは、当該入札者によるくじにより落札者を決定します。

ウ 玉城町建設工事等の談合情報対応マニュアル第1の1の(2)に該当する場合で、入札の結果、談合情報どおりとなった場合には、落札決定を保留し、マニュアルに基づく調査を実施します。

（５）落札の失効

落札者が決定された日から5日以内に契約書を提出しないときは、会計規則第175条第2項の規定により、その落札者は契約締結の権利を失います。

（６）契約の締結

落札決定後、会社更生法に基づく更生手続開始申立てがなされた場合又は民事再生法に基づく再生手続開始申立てがなされた場合には、契約を締結しないことがあります。

（７）入札の中止

天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を中止することがあります。

（８）本入札及び契約後において、不誠実な行為に対しては適切な措置を講じます。